平成２９年（再イ）第３２号

北九州市八幡西区御開３丁目40番12号

再生債務者　飯田　真純

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月18日まで

平成29年６月26日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第３４号

北九州市小倉北区今町３丁目５番24号

再生債務者　松尾　哲弥

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月18日まで

平成29年６月26日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第５号

青森市大字羽白字池上190番地11

再生債務者　小野　良治

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月21日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月25日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月25日まで

平成29年６月27日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第２号

青森県三沢市三川目２丁目60番地１号

再生債務者　工藤　直哉

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月27日まで

平成29年６月27日

青森地方裁判所十和田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００５５号

東京都杉並区荻窪３－７－２　シャレール荻窪13―401（住民票上の住所）埼玉県新座市野火止７―18―13―324

再生債務者　長翁　俊一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月13日まで

平成29年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第３号

埼玉県加須市中種足961番地１

再生債務者　谷川　佳代

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月18日まで

平成29年６月27日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第８号

大阪市天王寺区小宮町４番13―306号

再生債務者　本郷　　緑（旧姓岩永）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月24日まで

平成29年６月26日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１８号

大阪府吹田市青葉丘北５番３号

再生債務者　池田　大輔

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月24日まで

平成29年６月26日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号

群馬県高崎市下中居町468番地１

再生債務者　鳥田　浩久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月22日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（再ロ）第１号

北海道北見市美山町南３丁目131番地３、再生手続開始決定時の住所北海道北見市泉町１丁目３番９号　アサヒハイツ２Ｆ　Ｈ号

再生債務者　森下　優輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月26日

釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第３号

岐阜市吉野町６丁目31番地　（ザ・ライオンズ一条タワー岐阜　3502号室）

再生債務者　船木　優達

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月26日　岐阜地方裁判所

平成２９年（再ロ）第１１号

大阪市住吉区千躰２丁目５番６号エコーハイツ203号

再生債務者　藤本　幸子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月26日

大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであり、乙には計算書類の公告義務はありません。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十八日

掲載頁　一八三頁（号外第一三八号）

平成二十九年七月五日

長野県中野市大字安源寺四二九番地

（甲）株式会社ハーツ

代表取締役　越　裕之

長野県中野市大字安源寺二五五番地

（乙）有限会社ヤマザキ産業

代表取締役　山﨑　孝之

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併については平成二十九年六月十六日に兵庫県知事の認証を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月五日

兵庫県姫路市東延末二丁目一〇七番地

（甲）特定非営利活動法人ハーモニー福祉会

代表理事　成瀬　一

兵庫県姫路市四郷町坂元二七四番地一

（乙）特定非営利活動法人なかまの家

代表理事　雅彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月五日

千葉県松戸市中根長津町二七四番地の二

レーベンハイムサンシエルタウン三〇七号

合同会社シーアンドワイ

代表社員　山口　康裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　大阪市内で発行する読売新聞

掲載の日付　平成二十九年六月二十九日

掲載頁　二十九頁

平成二十九年七月五日

大阪市北区野崎町五番九号

株式会社讀賣連合広告社

代表取締役　森　克二